

# 中国大学サッカー連盟規約

## 第1章 総則

- 第1条 この連盟は中国大学サッカー連盟（以下「本連盟」という。）という。
- 第2条 本連盟は公益財団法人日本サッカー協会の憲章に基づき、一般財団法人全日本大学サッカー連盟の統轄をうける。
- 第3条 本連盟の事業は一般社団法人中国サッカー協会の事業に包括される。
- 第4条 本連盟の事務局は広島経済大学に置く。

## 第2章 目的

- 第5条 本連盟は加盟チームの相互の連絡調整をはかり、中国地域の大学サッカーの総合的発展に期することを目的とする。

## 第3章 事業

- 第6条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 中国地域規模の各種大会の実施
  - (2) 中国地域選抜チームの選出とその強化
  - (3) その他、本連盟の目的を達成するため必要な事業

## 第4章 組織

- 第7条 本連盟は、公益財団法人日本サッカー協会寄附行為細則第3条に基づく第1種の登録チームであって、第5条の目的を達成するために必要な条件を備えた中国地域の大学チームで、本連盟に加盟したチームで組織する。

## 第5章 役員・会議

- 第8条 本連盟に次の役員を置くことができる。
- (1) 理事長 1名
  - (2) 理事 若干名
  - (3) 監事 若干名
- 第9条 役員任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 第10条 顧問、参与を置くことができる。
- 第11条 理事は学生委員会の承認を経て理事長が任命する。
- 第12条 理事長は理事の互選により選出する。
- 第13条 理事長は理事を代表し、理事会の業務を統括する。
- 第14条 理事は理事会を組織して次の各号に規定する業務を議決する。
- (1) 役員推挙ならびに選出
  - (2) 事業計画ならびに事業報告
  - (3) 予算ならびに決算
  - (4) その他連盟の運営に関する重要事項

第15条 学生委員は加盟大学から各1名を選出する。

第16条 学生委員は学生委員会を組織して、次の各号に規定する業務を審議する。

- (1) 理事の承認
- (2) 事業計画ならびに事業報告
- (3) 予算ならびに決算
- (4) その他、本連盟の運営に関する重要事項

第17条 学生委員会は年1回、理事長が召集する。

- 2 理事長が必要と認めるとき、または学生委員の1/3以上が開催の理由を示して請求したときは、臨時に学生委員会を召集しなければならない。

第18条 理事会は必要に応じて理事長が召集する。または理事の1/2以上が開催の理由を示して要求したときは、理事会を召集しなければならない。

## 第7章 会 計

第19条 本連盟の加盟チームは別に定める加盟金を納入する。

第20条 本連盟の経費は次に掲げるものにより支弁する。

- (1) 加盟金
- (2) 事業・広告収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第21条 本連盟の会計年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 規約の改廃

第22条 この規約は理事会の決議により改廃することができる。

## 付 則

1～2

略

3 この規約は、平成16年5月29日より一部を改正し実施する。

4 この規約は、平成23年5月21日より一部を改正し実施する。

5 この規約は、平成28年4月1日より一部を改正し実施する。